# 援春別川総合開発事業への 利水参画継続の意思等の確認に対する 利水参画者の回答について

平成24年12月

国土交通省 北海道開発局





北開局河計第73-3号 平成22年12月20日

桂沢水道企業団企業長 渡辺 孝一 殿

北海道開発局長 高松



幾春別川総合開発事業の検証に係る検討について

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるという考えに基づき、平成21年12月に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」(以下「有識者会議」といいます。)を設置して治水対策のあり方について検討を進めております。

この度、平成22年9月に有識者会議により「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がまとめられたことを受け、国土交通大臣から当局に対し幾春別川総合開発事業の検証に係る検討を進めるよう指示がなされました。

つきましては、幾春別川総合開発事業の検証に係る検討を進めるに当たり必要となる利水計画について、下記の事項について確認及び要請いたしますので、 貴職に御回答いただきたくお願い申し上げます。

記

- 1 幾春別川総合開発事業への利水参画継続の意思の有無
- 2 上記1で貴職が利水参画の継続の意思を有する場合、利水に必要となる 開発水量 (m³/s)
- 3 上記2の必要開発水量について、貴職において水需要計画の点検・確認 を行うことの可否
- 4 上記3において貴職が水需要計画の点検・確認を行った場合においては、 当該計画の点検・確認に係る資料の提供

- 5 上記2又は4の必要開発水量について、貴職において幾春別川総合開発 事業以外の代替案の検討を行うことの可否
- 6 上記5において貴職が代替案の検討を行った場合においては、当該代替案検討に係る資料の提供
- 7 上記5において貴職が代替案の検討を行っていない場合においては、その理由

(連絡先) 建設部 河川計画課 河川調整推進官 石川 伸 流域治水専門官 根本 深 TEL 011-709-2311(内線 5297)



桂 水 第 6 4 6 号 平成 2 3 年 1 月 2 8 日

北海道開発局長 高松 泰 様

桂沢水道企業団 企業長 渡 辺 孝



幾春別川総合開発事業の検証に係る検討について (回答)

平成22年12月20日付け(北開局河計第73-3号)にて、標記に係る確認及び要請事項がありました件につきまして、別紙のとおり回答致します。

### 別紙 確認及び要請事項回答書

- 1 幾春別川総合開発事業への利水参画継続の意志の有無 (回答) 有
- 2 上記1で貴職が利水参画の継続の意志を有する場合、利水に必要となる開発水量 (m³/s)

(回答) 0. 1 m³/s

3 上記2の必要開発水量について、貴職において水需要計画の点検・確認を行う ことの可否

(回答)当企業団の水利使用期限が平成22年3月31日に満了することに伴いまして、平成22年2月22日付け桂水第65号にて水利使用許可申請を行ったところであります。本申請にあたりましては、現在、北海道開発局において審査を行って頂いているところでありますので、この度の水需要計画の点検・確認につきましても本水利使用申請にて点検・確認を行ったものと考えております。

4 上記3において貴職が水需要計画の点検・確認を行った場合においては、当該 計画の点検・確認に係る資料の提供

(回答) 水利使用継続申請書(平成22年2月22日付け桂水第65号)を提出 致します。

- 5 上記2又は4の必要開発水量について、貴職において幾春別川総合開発事業以外の代替案の検討を行うことの可否 (回答)否
- 6 上記5において貴職が代替案の検討を行った場合においては、当該代替案検討 に係る資料の提供

(回答)無

7 上記5において貴職が代替案の検討を行っていない場合においては、その理由 (回答)代替案無し。

当企業団が利水者として幾春別川総合開発事業に参画した理由として、幾春別川自流からポンプによって取水しております 0. 1 m³/s の水利権水量を新桂沢ダムに振り替えることによって、取水地点から桂沢浄水場まで自然流下による取水となるため、ポンプの電力費やポンプ施設の更新費用を削減することとなり、年間維持費や将来の維持管理性からしても当企業団と致しましては、幾春別川総合開発事業に参画した方が得策と考えているためであります。





北開局河計第73-4号 平成22年12月20日

北海道知事 高橋 はるみ 殿

北海道開発局長 高松



幾春別川総合開発事業の検証に係る検討について

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、国土交通省では、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるという考えに基づき、平成21年12月に「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」(以下「有識者会議」といいます。)を設置して治水対策のあり方について検討を進めております。

この度、平成22年9月に有識者会議により「今後の治水対策のあり方について 中間とりまとめ」がまとめられたことを受け、国土交通大臣から当局に対し幾春別川総合開発事業の検証に係る検討を進めるよう指示がなされました。

つきましては、幾春別川総合開発事業の検証に係る検討を進めるに当たり必要となる利水計画について、下記の事項について確認及び要請いたしますので、 貴職に御回答いただきたくお願い申し上げます。

記

- 1 幾春別川総合開発事業への利水参画継続の意思の有無
- 2 上記1で貴職が利水参画の継続の意思を有する場合、利水に必要となる 開発水量 (m³/s)
- 3 上記2の必要開発水量について、貴職において水需要計画の点検・確認 を行うことの可否
- 4 上記3において貴職が水需要計画の点検・確認を行った場合においては、 当該計画の点検・確認に、係る資料の提供

- 5 上記2又は4の必要開発水量について、貴職において幾春別川総合開発 事業以外の代替案の検討を行うことの可否
- 6 上記5において貴職が代替案の検討を行った場合においては、当該代替 案検討に係る資料の提供
- 7 上記5において貴職が代替案の検討を行っていない場合においては、そ の理由

〈連絡先〉

建設部 河川計画課 河川調整推進官 石川 伸流域治水専門官 根本 深 TEL 011-709-2311(内線 5297)



北海道開発局長 高 松 泰 様

北海道知事 高橋 はる



幾春別川総合開発事業の検証に係る検討について(回答)

平成22年12月20日付北開発河第73-4号で服会のありました幾春別川総合開発事業に係る利水計画について、別紙のとおり回答いたします。

経済部産業立地・エネルギー局 産業立地課石狩計画 G 連絡先 電 話 1. 幾春別川総合開発事業への利水参画継続の意思の有無 (回答)

石狩湾新港地域の工業用水道事業については、その恒久水源を幾春別川総合開発事業に求め ていることから、今後も利水参画の継続の意思を有する。

- 2. 上記1で利水参画の継続の意思を有する場合、利水に必要となる開発水量 (m3/S) (回答)
  - 0. 149 m3/S (12,  $840 \text{ }^{1}$ ) 日)
- 3. 上記2の必要開発水量について、水需要計画の点検・確認を行うことの可否 (回答)

需要水量である12,000%/日については、平成14年7月、それまでの35,000%/日から12,000%/日に見直ししたうえで、工業用水道事業の経営健全化を図るため、国(総務省)の「工業用水道事業未稼動資産等整理経営健全化対策」に基づき、「未稼動資産等」を整理するため、事業規模の適正化による抜本的な経営健全化を図る経営健全化計画を策定し、平成15年1月、国から経営健全化対策実施団体の指定を受け、経営健全化を図っているところである。

また、これに伴い、ダム参加水量についても、35,000トン/日から12,000トン/日への変更を国(国土交通省)に申請し、平成18年3月にダム基本計画の知事の変更同意に係る北海道議会の承認議決を受け、平成20年11月、ダム基本計画変更の告示がなされたところである。

したがって、現時点で水需要の点検・確認を行うことはしない。 なお、平成14年7月の12,0005/日の算出については、資料を参照。

4. 上記3において水需要計画の点検・確認を行った場合においては、当該計画の点検・確認に係る資料の提供

(回答)

該当しない。

5. 上記2又は4の必要開発水量について、幾春別川総合開発事業以外の代替案の検討を行うこと の可否

(回答)

石狩湾新港地域工業用水道事業については、恒久水源を幾春別川総合開発事業に求めることとした上で取水設備、浄水設備及び導水施設を設置し、平成11年4月から暫定水利権によって既に給水事業が行われているところであり、今後の安定的な必要水量の確保に向けても本事業への参画継続が最も効果的と考えられるため、他の利水代替案の検討は行わない。

6. 上記5において代替案の検討を行った場合においては、当該代替案検討に係る資料の提供 (回答)

該当しない。

7. 上記5において代替案の検討を行っていない場合においては、その理由 (回答)

上記5の回答に同じ。

# 石狩湾新港地域工業用水道事業に係る需要想定について

#### 需要想定の考え方

- 敷地面積を用いた想定を行う。
- 新港地域における分譲が約60%と進み、団地の特性が固まりつつある状況を踏まえ、同地 域の工水の利用傾向を反映。
- 敷地面積により原単位を求めて需要想定を行うこととし、新港地域の工水利用傾向をできる だけ反映させた需要想定を実施。
- 上記の考え方を踏まえ、分譲済み区域及び未分譲区域における需要を想定。
  - 分譲済み区域における需要
    - ・既存の工水使用企業に係る増量計画を把握
    - ・工水需要量見込み調査結果(453社)により、工水使用希望企業の希望水量を把握未分譲区域における需要
  - - ・直近の工業統計(H8~12)に基づく補給水原単位(業種別に算出)により使用水量
    - ・新港地域における地区別の工水使用傾向を反映して想定

#### 土地利用計画について

- ① 新港地域の開発に当たっては、道が土地利用計画を策定し、開発を進めることとしており、地区別に分けた開発面積や地区別に導入する業種を想定している。 ② 未分譲区域の需要想定に当たっては、同計画に基づく地区別の企業誘導の考え方を基
- 本としている。
- \*補給水原単位とは、業種別の1日当たりの用水量(m3/B)の統計数値。
- 〇 以上の考え方に基づき需要想定を行い、石狩工水の需要量を12,000 m 3/ Bとしたもの である。

#### 2 想定需要量

## (需要想定の内訳)

区 分			分	需要想定量	算出方法等
I / 分譲済み区域				<b>4,195</b> m 3∕8	
	①工水使用企業			<b>2,246</b> m 3/∃	既立地企業からの工水使用申込書による
	②工水使用 予定企業	操業企業	t -	529 m 3/B	既立地企業に対する工水需要調査による
		未操業企業		1,420m 3/8	11
Ⅱ 未分譲区域				6,323m 3/⊞	道内企業の水の使用実績(北海道工業 統計)に、新港地域の工水の利用傾向 を反映して算出
Ⅲ 新港地域外需要				1,200 m 3/B	配水管沿線地域における需要調査による
	合	āt		11,718m 3/8	

工水需要見通し	12,000 m 3/⊞	,	
		ı	